

1

こくみんけんこう ほけん  
国民健康保険

こくみんけんこう ほけん  
国民健康保険とは、おおたくが管理している健康保険制度です。みんなからお金を集めて、病気やけがを治すために病院に行く人を助ける制度です。

あなたが日本に住居登録した外国人で、勤めている会社の健康保険に入っていないときは、国民健康保険に入る必要があります。

① 国民健康保険に入る必要がある人

国民健康保険に入る必要がある人は、次に当てはまる人です。

- 大田区に住んでいて住民登録している人
- 他の健康保険に入っていない人
- 生活保護を受けていない人
- 後期高齢者医療制度を利用していない人

② 国民健康保険の届出

【問合先】 国保年金課国保資格係 ☎ 03-5744-1210

次の「手続き一覧」で対象の人は、14日以内に国保年金課国保資格係が各特別出張所(P.23)で手続きをしてください。手続きには、世帯主[同じ家で生活するグループの代表の人]と対象者全員の「マイナンバー」、手続きに行く人の「身元確認書類」などが必要です。詳しいことは、聞いてください。

※世帯主は届出をする義務があります。届出が遅れたときは、期間をさかのぼって入ります。保険料はさかのぼった分を払います。その間にかかった医療費は、緊急などの理由がないとき以外は全部自分で払うことになるので、気をつけてください。

てつづ いちらん  
手続き一覧

<p>もく てき 目 的</p>	<p>てつづ ひつよう 手続きが 必要なとき</p>
<p>こくみんけんこう ほけん はい 国民健康保険に 入る</p>	<p>おおた く す ほじ 大田区に 住み始めたとき</p>
	<p>しよく ば けんこう ほけん 職 場 の 健康保険を やめたとき</p>
	<p>こどもが う こどもが 生まれたとき</p>
	<p>せいかつ ほ ご う 生活保護を 受けることを やめたとき</p>
<p>こくみんけんこう ほけん 国民健康保険を やめる</p>	<p>おおた く いがい ぼしよ ひ こ 大田区以外の 場所に 引っ越したとき</p>
	<p>しよく ば けんこう ほけん はい 職 場 の 健康保険に 入ったとき</p>
	<p>し ぼう 死亡したとき</p>
	<p>せいかつ ほ ご う 生活保護を 受けることを 始めたとき</p>
<p>た りゆう その他の理由</p>	<p>な まえ か 名前が 変わったとき (保険証に 書いてある 名前が 変わったときも 含 みます)</p>
	<p>せたいぬし か 世帯主が 変わったとき</p>
	<p>べつ いえ せたい ひと 別の 家と 世帯を 一つに したときや、一つの 世帯を いくつかに 分け たとき</p>
	<p>おおた く ない ひ こ 大田区内で 引っ越したとき</p>
	<p>ざいりゅう し かく ざいりゅう き かん か 在 留 資格・在 留 期間が 変わったとき</p>
	<p>ほけんしょう な いちど ほけんしょう ほうこう 保険証を 失くし、もう一度 保険証を 発行してもらうとき</p>
	<p>おおた く いがい がっこう かよ ほけんしょう ひつよう 大田区以外の 学校に通い、保険証が 必要となるとき</p>

### ③ 給付金(医療費を支給します)

【問合先】 国保年金課国保給付係 ☎ 03-5744-1211

次の場合は、医療費(医療にかかるお金)を全部払わなくてもいいことがあります。  
またはお金が返ってくる場合があります。

○国民健康保険が使える病院で国民健康保険証を見せると、一部の金額で利用できます

○病院で緊急などの理由で国民健康保険証を見せなかったときも一部の金額で利用できます

○外国の病院を利用したとき(治療を目的に外国へ行ったときは対象になりません)

○怪我などで体を補助する道具を買ったとき

○医師が針、灸を認めたとき

○整骨院、接骨院を利用したとき

○命にかかわる患者を輸送したとき(移送費)

○病院で払った金額が一定の限度額を超えたとき

○限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の発行

○入院したときの食事代

○高額療養費の対象の人で支給までのあいだ、医療費の支払いに困っているとき

○高額介護合算療養費

○血友病、人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤が原因のHIV感染症の  
治療を受けているとき

○出産育児一時金

○国民健康保険の加入者が死亡したとき(葬祭費)

○結核医療給付金や精神医療給付金

○交通事故や傷害にあったとき

○災害などいろいろな事情で医療費を払うことができないとき

※医療費が高いときは、「限度額適用認定証」を病院に見せます。払う金額が一定の  
限度額までになります。必要な人は、事前に申請してください。

※限度額は、1か月単位です。複数の病院を利用するときは、それぞれの病院で手続き  
が必要です。詳しいことは、聞いてください。

※体を補助する道具などの療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費をもらう  
ためには、申請が必要です。

※交通事故や仕事での病気や怪我などは、保険証を使うことができないときがあ  
りますので、聞いてください。

#### ④ 保険料について

**【問合先】 国保年金課国保資格係 ☎ 03-5744-1210**

国民健康保険に入っている人は、医療の給付を受ける「権利」があります。また、保険料(保険のお金)を払う「義務」もあります。必ず決まった期限までに払ってください。

年間の保険料は、次のものを含みます。

- 医療分
- 後期高齢者支援金分
- 介護分(40歳から64歳の人が対象)

これらをそれぞれの収入から計算する料金(所得割額)と、保険に入っている人数の合計で計算する基本料金(均等割額)の合計金額です。

正しい保険料を計算するためには、その家の全員の所得申告が必要です。保険料は世帯単位で計算します。そして、世帯主の人がまとめて払う義務があります。保険料の通知は世帯主に届きます。

#### ⑤ 保険料を払う方法

**【問合先】 国保年金課国保料収納担当 ☎ 03-5744-1209**

保険料は世帯主の人が、その家の全員の分をまとめて払います。払いは次の2つの方法があります。

##### ○口座から自動で払う方法(口座振替)

金融機関があなたの代わりに、決まった期限までに、あなたの口座から自動で払う制度です。

申し込みには次の手続きが必要です。

1. 国保年金課へ次のものを郵送します。
  - \* 届出印鑑(はんこ)を押し、記入した口座振替依頼書
2. 国保年金課またはあなたの口座がある金融機関へ次のものを持っていきます。
  - \* 口座振替依頼書
  - \* 通帳
  - \* 届出印鑑(はんこ)

##### ○納付書を使う方法

区役所が送った納付書(保険料を払うときに使う紙)を使って、決まった期限までに金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行)で払ってください。その他、コンビニエンスストア、モバイルレジ、モバイルクレジット、キャッシュレス決済、特別出張所(P.23)、区役所でも払うことができます。



「国民健康保険」について詳しく知りたいときは、  
こちらと一緒に見てください。

「大田区国民健康保険ガイドブック」

言語：日本語、英語

もらうことができる場所：国保年金課窓口、各特別出張所

発行：大田区民部国保年金課



## ⑥70歳から74歳までの人の医療(高齢受給者証)

【問合せ先】国保年金課国保資格係 ☎03-5744-1210

70歳から74歳までの人は、「国民健康保険高齢受給者証」をもらうことができます。70歳の誕生日の次の月の1日(1日生まれの人はその月の1日)から75歳になるまで、保険証と一緒に使う医療証です。対象の人は所得に応じて、自分で払う医療費の割合が決まります。

病院へ行くときや入院したときは、「国民健康保険高齢受給者証」と「保険証」の両方を出します。

## 2

### 年金制度

#### (1)日本の年金制度(国民年金)

国民年金とは、年齢や障がいなどの理由で働くことができない人や、亡くなった人の家族の生活を支えるための国の制度です。日本に住む(住民登録のある)20歳から59歳までのすべての人が国民年金に必ず入ります。法律で決まっています。

加入者は次の3種類あります。

- 第1号被保険者…個人経営やアルバイト、学生、働いていない人など
- 第2号被保険者…厚生年金保険に入っている人
- 第3号被保険者…第2号の被保険者が養っている配偶者

#### ①手続きの方法

【問合せ先】国保年金課国民年金係 ☎03-5744-1214

日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎03-3733-4141

国民年金に入る届出は、住民登録をしている区市町村(大田区)でします。年金事務所の窓口でも手続きができます。

日本の会社で働いている人は、厚生年金保険に入ります。入るための手続きは勤務先の会社でします。区役所でする手続きはありません。

こんなときは 手続きをします	とどけで 届出先
外国から日本に来て 住民登録したとき	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
会社をやめたとき	国保年金課国民年金係、特別出張所(P.23)、日本年金機構大田年金事務所
第2号被保険者の配偶者になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者の配偶者をやめたとき	国保年金課国民年金係、特別出張所(P.23)、日本年金機構大田年金事務所
第2号被保険者の会社が変わったとき	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	第1号被保険者：国保年金課国民年金係、特別出張所(P.23)、日本年金機構大田年金事務所 第2号被保険者：勤務先 第3号被保険者：配偶者の勤務先、日本年金機構大田年金事務所
保険料の納付書について	日本年金機構大田年金事務所
保険料の免除申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
保険料の学生納付特例申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
保険料の産前産後期間免除申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
60歳以上で 加入したいとき	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所

※必要な書類は 聞いてください。

## ② もらうことができる 年金

【問合先】日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎ 03-3733-4141  
 国保年金課国民年金係 ☎ 03-5744-1214

国民年金を10年以上 払った人は、65歳から「老齢基礎年金」がもらえます。  
 ほかに、障がいがあるときや 自分の国へ帰るときなど、以下の年金を もらうことができます。

(下に書かれている年金は例です。詳しいことは聞いてください。)

○障害基礎年金

国民年金に入っている期間中、病気や怪我などで障がい者になったとき、もらえます。

○遺族基礎年金

国民年金に入っている人が亡くなったときに、残された家族がもらえます。

○脱退一時金

一定の期間日本で年金を払った外国人が、日本の年金をやめたときにももらえます。保険料を6か月以上払った人が、自分の国へ帰ってから2年以内に請求するともらえます。

③国民年金の保険料

【問合先】日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎ 03-3733-4141

毎年4月から次の年の3月までを1年として、その年ごとに保険料が変わります。

※厚生年金保険に入っている人は、給料に応じた保険料の半分が給料から引かれます(半分は働いている会社が払います)。

④年金保険料を払う方法

【問合先】日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎ 03-3733-4141

大田区役所で手続きをすると、「基礎年金番号通知書」と保険料を払うために必要な書類が年金事務所から届きます。手続きは年金事務所の窓口でもできます。期限までに金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行)、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで払ってください。

日本年金機構大田年金事務所に届け出をすれば口座振替、クレジットカードで払うこともできます。区役所、特別出張所で払うことはできません。

⑤保険料を払うことができないとき

【問合先】国保年金課国民年金係 ☎ 03-5744-1214

日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎ 03-3733-4141

次の場合、申し込みをして認められたとき、全部の金額または一部を払う必要がありません。

\* あなた、配偶者、世帯主それぞれの前の年の所得が一定以下のとき

\* 仕事が無いなどで保険料を払うことができないとき

また、「学生納付特例制度」や「納付猶予制度」、「産前産後期間免除制度」などもあります。

**(2) 年金加入期間の通算**

**【問合先】 日本年金機構大田年金事務所国民年金課 ☎ 03-3733-4141**

日本と年金の協定を結んでいる国の年金加入期間がある人は、その国の年金をもらえるときがあります。一定の条件で年金加入期間を合計します。

脱退一時金をもらったときは、その期間の年金は加入期間になりません。詳しくは聞いてください。



日本年金機構

**3**

**後期高齢者医療制度**

75歳以上の人は、国民健康保険ではなく、「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

65歳から74歳までで一定の障がいがある人は、国民健康保険をやめて、後期高齢者医療制度に入ることができます。詳しくは、後期高齢者医療資格担当に聞いてください。

なお、外国人の加入条件や、もらえるお金などは、問合先に聞いてください。

**【問合先】 国保年金課後期高齢者医療担当**

①入ることができるか、払うお金がいくらになるかの相談

☎ 03-5744-1608

②もらうことができるお金の相談 ☎ 03-5744-1254

- ・医療費が高くなったとき
- ・入院したときの食事代
- ・高い金額の医療を、長い期間受けるとき

など

③保険料を払う方法の相談 ☎ 03-5744-1647

